

福山市防災資器材給付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第7条第1号の規定及び福山市地域防災計画に基づき、地域住民の相互協力による自主的な防災活動等を支援し、風水害等の災害時において速やかに効果的な対応を行い、地域住民の生命の安全、財産の保全を図るため、防災資器材を地域の自主防災組織へ給付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災資器材 風水害等の災害時における防災活動に必要な別表1 ①及び②に定めるものをいう。
- (2) 自主防災組織 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条の2第2項に規定する団体をいう。

(給付の申請)

第3条 防災資器材の給付を申請することのできる自主防災組織は、原則として小学校区及び旧小学校区を単位として編成された自主防災組織とする。ただし、地域の特性に応じて効果的な防災活動が可能であると認められるときは、単位町内会又は単位町内会等で組織された自主防災組織は防災資器材の給付を申請することができる。

- 2 自主防災組織が、防災資器材の給付を申請する場合は、防災資器材給付申請書(様式1)を市長に提出するものとする。
- 3 自主防災組織は、前項の申請を行うに当たっては、事前に、当該自主防災組織が設置される地域内の土木常設員、関係団体等と十分協議の上、学区(地区)自治会(町内会)連合会長の確認を受けるものとする。
- 4 市長は、第2項の申請において、必要と認める書類を添付させることができる。

(防災資器材の給付)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要と認めるときは、防災資器材給付決定通知書(様式2)により通知し、防災資器材を給付する。

- (1) 給付する防災資器材の種類及び数量は、原則として別表1 ①及び②に定める防災資器材の区分に応じ、それぞれ定める数量を限度とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- (2) 給付する防災資器材は、市長の指定する場所において引き渡すものとする。

(給付の条件等)

第5条 前条の規定により防災資器材の給付を受ける自主防災組織は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 給付を受けた防災資器材は、災害時において緊急的に活用するものであるため、その保管場所は、地域で十分検討し確保することとし、公共施設への保管はしないこと。ただし、給付を受けた防災資器材を保管するために適当な場所が無いときなど地域の状況によりやむを得ず公共施設に保管することについて当該施設の管理者の許可等を得たときは、この限りでない。
- (2) 給付を受けた防災資器材は、災害時の緊急を要する場合以外、個人での使用はしないこと。

(3) 給付を受けた後、再度、給付の申請をする場合は、防災資器材給付申請書(様式1)を提出すること。なお、その際、別表1②に定める備品の申請には、防災資器材管理台帳(様式3-2)の写しを添付すること。

(4) その他市長が必要と認める条件を遵守すること。

(保管上の注意事項等)

第6条 第4条の規定により防災資器材の給付を受ける自主防災組織は、給付された防災資器材を緊急時に有効に活用するため、次の事項に留意するものとする。

(1) 管理責任者を定め、善良な管理者の注意を持って常に良好な状態で給付された防災資器材を管理すること。

(2) 防災資器材管理台帳(様式3-1及び3-2)を備え、給付された防災資器材ごとに保管状況等の把握に努めること。

(検査)

第7条 市長は、必要に応じて防災資器材を給付した自主防災組織に対し検査することができる。

(返還命令)

第8条 市長は、自主防災組織が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、給付した防災資器材の当該給付に要した費用の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 給付を受けた防災資器材を譲渡又は故意に棄損したとき。

(2) 自主防災組織を解散又は相当の期間にわたり活動を休止したとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の施行の際、現に貸与を受けているものについてはこの要綱による貸与とみなし必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、2005年(平成17年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2006年(平成18年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2008年(平成20年)10月6日から施行する。

附 則

この要綱は、2009年(平成21年)7月8日から施行する。

附 則

この要綱は、2012年(平成24年)2月27日から施行する。

附 則

この要綱は、2019年(令和元年)5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、2023年(令和5年)6月1日から施行する。

附 則

この要綱の施行の日の前日までになされた、従前の福山市水防資器材貸与要綱に基づく貸与については、この要綱に基づいてなされた給付とみなす。

別表 1

給付する防災資器材と数量

① 消耗品（単年度で給付する防災資器材）

区 分	上限数量
土 の う 袋	200袋
真 砂 土	2t車1車
ビニールシート	5枚
ロ ー プ	2巻
軍 手	50双

② 備 品（使用状況（減耗・破損など）に応じて給付する防災資器材）

区 分	上限数量	区 分	上限数量
ジ ョ レ ン	5本	雨 ガ ッ パ	5着
ス コ ッ プ	5本	長 靴 (24 ^{センチ} ・26 ^{センチ} ・28 ^{センチ})	5足
一 輪 車	2台	救 急 セ ッ ト	1個
バ リ ケ ード	5個	担 架	1個
カ ラ ー コ ーン	10個	懐 中 電 灯	5個